九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

平成26年度/27年度修士論文·卒業論文概要

楊,暁興 九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

周, 伊濛

九州大学大学院人間環境学府: 修士課程

田中, 美保九州大学大学院人間環境学府:修士課程

杜, 艾臨

九州大学大学院人間環境学府: 修士課程

他

https://doi.org/10.15017/1563527

出版情報:教育経営学研究紀要. 18, pp.125-161, 2016-01-23. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law Graduate School of Kyushu University バージョン: 権利関係:

メディアが子どもヘ与える影響とその対応に関する一考察

中家 朝子(平成27年3月卒業)

【章構成】

序章 本論文の課題設定

第一節 本論文の目的

第二節 研究方法と論文構成

第三節 用語の定義

第一章 子どもとメディアの関係について

第一節 子どもとメディアの関係性

第二節 子どものメディア利用への不信感の高まり

第二章 メディア利用によって生じる問題への対応

第一節 子どものメディア利用への取り組み

第二節 学校における情報教育

第三章 中学校教員の持つメディアへの問題意識と 実態―北九州市を事例として―

第一節 北九州市における取り組み

第二節 調査からみる実態

第三節 調査からみえる現状とその対応に関する課題

終章 本論文の成果と課題

第一節 本論文の成果

第二節 本論文の課題

【概要】

序章 本論文の課題設定

メディアが急速に子どもたちに普及したのは、1990年代に携帯電話、通称「ケータイ」が登場したことを発端としている。「ケータイ」の登場により、「いつでも、どこでも、だれとでも」連絡がとれるツールとして人気を博し、高校生を中心に子どもたちにも広がっていった。そして、「ケータイ」は人々の生活必需品となり、2008年にスマートフォンが登場したことにより、さららにメディアは大人、子どもに関係なく生活に密接なし、アンドイアは私たちの生活を豊かにる反面、諸問題の引き金となってしまっていることも多い。

そこで、本論文は身近なものとなったメディアが子どもたちに与える影響について、まずその現状と生じている問題について先行研究や文部科学省の調査等から整理し、アンケートやインタビュー調査に基づき、中学校教員の意識や実践を検証していくことで、今後さらに普及していくメディアによって生じる問題への対応の課題を明らかにしていくことを目的とする。

また、用語の定義として、子どもとメディアについての問題においては、「ニューメディア」をさすことが多い。内閣府が行った「平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果においても、主に携帯電話、スマートフォン、パソコン、ゲーム機器といった主に 1980 年代以降に登場した「ニューメディア」について言及しているため、本論文においても、「メディア」とは、「ニューメディア」のことを指すこととする。

第一章 子どもとメディアの関係について

本章では、子どもとメディアの関係について、 子どもたちにメディアが普及し、それを利用する ことによって子どもたちにどのような問題が生 じてきたかについて整理した。

メディアの所持率や、それらと接している時間について先行研究から確認した。中学生の多くがなんらかの形でメディアと接していること、その利用が長時間化している現状を見ることが響にた。それらの現状をふまえて、心身への影響について整理した。心身への影響について子どもたちがネット・メディアに対して依存化傾向にあることを整理した。そして、先行研究からネット・メディア依存確認した。また、ネットによるいじめの問題の複雑化について、その特徴を先行研究から整理した。で、ネットによるいじめの問題の複雑化について、その特徴を先行研究から整理した。また、ネットによるいじめの問題の複雑化について、ネットによるいじめの問題の複雑化について、ネットによるいじめの事例を参考に、「学校非公式サイト)」に対する現状の課題を考察した。

第二章 メディア利用によって生じる問題 への対応

第一章で確認した問題への対応に関して、メディア利用に対する規制への動向を確認し、各地の特色ある事例やその事例における課題、また文部科学省の対応の方針として学習指導要領における「情報教育」、特に「情報モラル教育」に着目して現状の対応について整理した。

総務省や文部科学省は 2004 年に発生した長崎 県佐世保市の小 6 女児殺害事件を契機に本格的 に子どもの携帯電話の利用について対策に踏み 込み始め、その動きは各地に広まった。

特色のある事例として、「携帯電話・スマホを持たせない」という規制を設け、携帯電話等を持た

せて子どもの安全を確保するという考え方ではなく、学校・家庭・地域が連携して守っていくことを目指している石川県野々市町の事例や、「制携帯」を導入し、「危険なものであるから規制する」という流れに異議を唱える須磨学園の事例について確認した。

また、中学校では平成 24 年度から全面実施されている学習指導要領における情報教育の取り扱いについて確認した。特に「情報モラル教育」について、その必要性の高まった背景について整理し、学習指導要領における位置づけについて確認した。

第三章 中学校教員の持つメディアへの問題意識と実態―北九州市を事例と して―

本章では、北九州市を事例として、同市の公立 中学校を対象にアンケート調査、また同市中学校 教員にインタビュー調査を行い現状とその対応 について整理し、その課題について考察した。ア ンケート調査において、北九州市においては原則 的に学校への持ち込みを禁止するという方針を とっていることが分かり、メディアの利用に関す る家庭でのルールづくりへの取り組みの不十分 さ、教員の教科活動における情報モラル教育の関 心の薄さが浮き彫りになった。

家庭におけるメディアの利用に関して、北九州市 PTA 協議会で推進されている「スマホの電源10時オフ」等について、約半数の学校でしか生徒や保護者に対する周知への取り組みが行われていないことが明らかになった。北九州市全体での取り組みが生徒や保護者に十分伝わっていないという課題があることを示唆することができた。また、諸問題に対する対応として、教科内ででかまた、諸問題に対する対応として、教科内ででの情報教育を挙げている学校は約1割程度で、その内容は道徳や技術での指導にしか言及しておらず、新学習指導要領の意向が反映されていないという結果となった。回答者が北九州の公立中学校の生徒指導担当教諭という限定された範囲ではあるが、情報モラル教育への関心の低さという課題があることを示唆できた。

これだけのメディアが氾濫している状況において、「危険なものであるから規制する」というような手法は通用しなくなってきており、現状の一律に規制する対応が必ずしも生徒がメディアと適切に接することへつながるとは言えないことが分かった。現状としては特に携帯電話・スマホに関しては、規制への動きが強い傾向にある。規制を強めるよりも、子どもたちが適切にメディアと付き合うことができるように学習させるこ

とに重点をおいていくべきだということを示唆することができた。

終章 本論文の成果と課題

本論文の成果として、一点目は教員の教科活動における情報モラル教育への関心の低さについて、指摘することができたことである。二点目は、各地で行われている PTA や自治体の取り組みに関して、北九州市では学校の協力が得られているのは半数であったことから、その不十分性についての課題を示唆することができた点である。

また、本論文の課題について、一点目はメディアから受ける影響として、負の側面にばかり着したことで、良い影響については言及できていいことである。二点目は、インタビュー調査がが、人の生徒指導担当教諭にしか実施することがメディアを利用することから受ける「悪」の面に偏ったインタビュー調査とからでける影響について、多角的な視点で考察できるような調査を行うことを今後の課題とする。

【主要参考文献】

- ・ 古野陽一・山田真理子・清川輝基〈編〉『ネットに奪われる子どもたち~スマホ社会とメディア依存への対応~』少年写真新聞社、2014年。
- ・ 原清治・山内乾史『ネットいじめはなぜ「痛い」のか』ミネルヴァ書房、2011年。
- ・ ・村田育也『子どもと情報メディア 子ども の健やかな成長のための情報メディア論』現 代図書、2010年。
- ・ 荻上チキ『ネットいじめ ウェブ社会と終わ りなき「キャラ戦争」』PHP 新書、2008年。